

政令第百九十六号

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条の二第一項、第二項第三号及び第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十六条、第十九条並びに第二十六条の三第二項及び第三項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第六条の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中「を除き」を「、第二百二十条の十九第二号、第二百二十条の二十及び第二百二十条の二十二を除き」に改める。

第二百二十条の十八の次に次の七条を加える。

（留学）

第二百二十条の十九 法第九十九条の二第一項に規定する政令で定める研修は、次の各号のいずれにも該当

するものとして防衛大臣が定める研修とする。

一 将来就くことが見込まれる幹部自衛官（三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。）

としての職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるものであること。

二 法第九十九条の二第一項に規定する学生（次条及び第二百二十条の二十二において単に「学生」という。）の同項の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

（留学を命ずる学生に対して明示すべき事項）

第二百二十条の二十 防衛大臣は、法第九十九条の二第一項の同意を得るときは、当該学生に対して、同項に規定する留学（以下単に「留学」という。）が同項各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合にそれぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならないものである旨を明示しなければならない。

2 防衛大臣は、学生に留学を命ずるときは、当該学生に当該留学の期間を明示しなければならない。

（留学費用）

第二百二十条の二十一 法第九十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める費用（次条において「留学

費用」という。)は、次に掲げる費用とする。

一 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)による旅費

二 防衛大学校に相当する外国の軍隊の教育機関の課程に在学して当該課程を履修するために当該教育機関に対して支払う費用

三 前号の課程に在学して当該課程を履修する上で必要な教育を受けるために同号の教育機関以外の者に対して支払う費用

(償還をしなければならない者に対する通知)

第二百二十条の二十二 防衛大臣は、留学を命ぜられた学生が法第九十九条の二第一項の規定による償還(以下単に「償還」という。)をしなければならない離職をしたことを知ったときは、速やかに、当該者に対し、当該留学の名称及び期間、当該留学のために国が支出した留学費用の総額、償還をしなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

(自衛官としての在職期間に応じて逡減する率)

第二百二十条の二十三 法第九十九条の二第一項第二号に規定する政令で定める率は、九十六月から同号に

規定する自衛官に任用される日の翌日から起算した自衛官としての在職期間の月数を控除した月数を九十六で除して得た率とする。

2 前項に規定する自衛官としての在職期間の月数の計算については、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項に規定する自衛官としての在職期間には、第二百二十条の十五第二項各号（第五号を除く。）に掲げる期間を含まないものとする。

4 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定による交流派遣をされた隊員に関する前三項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

5 次条第二号に掲げる場合に該当して離職した自衛官のうち引き続き一般職国家公務員等（法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下この項及び同号において同じ。）として在職した

後、引き続いて自衛官として採用された者（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続いて自衛官として採用された者を含む。）が離職した場合又は同号に掲げる場合に該当して離職した自衛官のうち引き続き一般職国家公務員等として在職する者（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職する者を含む。）が当該一般職国家公務員等でなくなった場合（引き続いて自衛官として採用される場合及び引き続き当該一般職国家公務員等以外の一般職国家公務員等として在職する場合を除く。）における第一項から第三項までの規定の適用については、同号に掲げる場合に該当して離職した後における一般職国家公務員等として在職した期間を自衛官として在職した期間とみなす。この場合において、同項中「掲げる期間」とあるのは、「掲げる期間及び第五項の規定により法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等としての在職した期間が自衛官として在職した期間とみなされる場合における第二百二十条の十五第二項各号（第五号を除く。）に掲げる期間に相当する期間」とする。

（償還をしなければならない離職に含まない場合）

第二百二十条の二十四 法第九十九条の二第二項第三号の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 公務による災害のため心身に故障を生じ、法第四十八条第一項の規定により退校にされた場合

二 任命権者の要請に応じ一般職国家公務員等となるため離職した場合

(委任規定)

第二百二十条の二十五 第二百二十条の十九から前条までに定めるもののほか、償還をしなければならない者に対する通知の様式その他償還に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 法第十六条第一項第六号に掲げる航空管制官として政令で定める自衛官（以下「航空管制官」という。）は、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務（以下「航空管制業務」という。）で防衛大臣の定めるものに従事することを本務とする自衛官として防衛大臣の定める者とする。

第十一条の四第一項中「又は特殊作戦隊員」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官」に改め、同項第二号中「及び特殊作戦隊員」を「、特殊作戦隊員及び航空管制官」に改め、同条第二項中「又は特殊作戦隊員」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官」に改め、同項第二号中「特殊作戦業務を」の下に「、航空管制官にあつては航空管制業務で防衛大臣の定めるものを」を加える。

第十二条第一項中「百分の八十を」を「百分の九十を」に、「百分の六十を」を「百分の七十を」に改め、同条第九項中「又は特殊作戦隊員（）」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官（）」に、「第五項」を「第六項」に、「又は特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当又は航空管制官手当」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「特別警備隊員又は特殊作戦隊員」を「特別警備隊員、特殊作戦隊員又は航空管制官」に、「又は特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当又は航空管制官手当」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「又は特殊作戦隊員に」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官に」に、「又は特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当又は航空管制官手当」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「及び特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 法第十六条第三項の航空管制官手当の月額、航空管制官の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、その従事する航空管制業務で防衛大臣の定めるものの危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の十又は百分の五を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

第十三条第二項中「及び」を「、航空管制官手当及び」に改める。

第十九条の四の次に次の二条を加える。

（指定場所生活調整金の額等）

第十九条の五 指定場所生活調整金の額は、二十万円とする。

2 指定場所生活調整金は、基準期間（法第二十六条の三第一項に規定する基準期間をいう。次項において同じ。）の末日の翌日の属する月又はその翌月に支給する。

3 基準期間において懲戒処分その他防衛大臣が定める事由があつた場合にあつては、当該基準期間に係る指定場所生活調整金は、支給しない。

(委任規定)

第十九条の六 前条に規定するもののほか、指定場所生活調整金の支給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

別表第五航空管制手当の項中「進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務」を「航空管制業務」に改める。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の七第一号中「及び特殊作戦隊員手当」を「特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、留学を命ぜられた防衛大学校の学生が留学中又は留学終了後早期に離職した場合の留学費用の償還に関する規定を整備するとともに、航空手当の月額を支給割合の引上げ並びに航空管制官手当及び指定場所生活調整金の支給に関する規定の整備を行う等の必要があるからである。